

目 次

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針	2
第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類	5
第3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標	5
第4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項	6
第5 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項	9
第6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項	10